

議案第 71 号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「100 分の 197.5」を「100 分の 202.5」に改め、同条第 2 号中「100 分の 212.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 28 年 6 月及び 12 月の期末手当の特例）

- 13 平成 28 年 3 月 15 日に現に在職する市長及び当該市長が在職する間における副市長に対して平成 28 年 6 月及び 12 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の 202.5」とあるのは「100 分の 197.5」と、同条第 2 号中「100 分の 217.5」とあるのは「100 分の 212.5」とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。